

「議員提出条例（政策条例）の改正案の提出に関する取扱い」の改正について  
（正副議長案）

正副議長案	現在の取扱い (平成 27 年 6 月 8 日代表者会議決定)
<p>議員提出条例(政策条例)について、議会又は執行部のどちらが改正案の提出を行うかについては、<u>代表者会議で協議する。</u></p>	<p>(1)議員提出条例（政策条例）について、議会又は執行部のどちらが改正案の提出を行うかについては、<u>正副議長が判断する。</u></p> <p><u>なお、判断に当たっては、これまでの事例を踏まえ、法令改正に伴う規定の整備など形式的な変更による場合には、執行部に改正案を提出してもらい、判断が難しい場合には、代表者会議で協議する。</u></p> <p>(2)<u>正副議長が判断したときは、その結果を代表者会議の場で報告する。</u></p>